

【重要】工業製品製造業分野における新団体設立に伴う手続、在留諸申請時の書類変更について

- 令和7年6月下旬に新団体が発足すると、地方出入国在留管理局への申請に必要な協議会※の名簿は令和7年12月下旬をもって使用できなくなり、その後は新団体の名簿を使用することになります（下記の表を参照）。※製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会
- 新団体への入会手続は、早ければ令和7年7月1日から開始しますので、特定技能外国人の受入れを行う全ての事業所は、新団体への入会をお願いします。なお、現在協議会に入会している事業所は、令和7年7月1日～令和7年9月30日の間に、新団体への入会手続を実施いただく予定です。
- 詳細は令和7年6月中旬を目途に協議会からメールにて御案内しますので、必ず御確認の上、手続をお願いします。

① 協議会に入会済みの事業所 又は 協議会に入会申請中で結果待ちの事業所（6月下旬の新団体発足時点で）

期間	所属すべき機関	新たに必要な手続	在留諸申請時の提出書類
～令和7年6月30日まで	協議会	—	協議会の名簿
令和7年7月1日～令和7年12月下旬（※1）まで ➢ 令和7年7月1日～令和7年9月30日の間に、 <u>新団体への入会手続が必要</u> です。（※2）	新団体、協議会の両方	新団体への入会手続のみ	協議会の名簿
令和7年12月下旬（※1）以降	新団体（※3）	—	新団体の名簿

② 協議会に未加入で、これから入会申請を予定する事業所

入会申請の予定時期	申請先	新たに必要な手続	在留諸申請時の提出書類（各機関の入会后）
～令和7年6月30日まで	協議会、新団体の両方（※2）（※3） （新団体への申請は7月1日以降開始）	協議会への入会手続 新団体への入会手続の両方	令和7年12月下旬（※1）まで：協議会の名簿 令和7年12月下旬（※1）以降：新団体の名簿
令和7年7月1日以降	新団体のみ	新団体への入会手続のみ	新団体の名簿

（※1）正確な日は決まり次第ご連絡します。
（※2）令和7年7月1日以降、協議会への入会申請の結果にかかわらず、新団体への入会申請が必要です。同意をいただければ、協議会に提出した申請内容を新団体に引き継ぎ、手続を簡素化します。
（※3）新団体への入会手続が完了していないと、令和7年12月下旬以降、特定技能外国人の在留資格の更新や新たな受入れができなくなります。